



「ISO/IEC17025 試験所認定」 範囲拡大(残留農薬)のお知らせ

ISO/IEC17025(JIS Q 17025)に適合する試験所として(公財)日本適合性認定協会(JAB)より、既已取得済の化学試験[有害物質の分析(試験対象:樹脂・ゴム)]と、放射能・放射線試験[一般食品等]に加え、新たに「GC/MS による残留農薬等の一斉試験法(農産物)」について 2015 年 12 月 15 日付で追加認定となりました(認定範囲は営業課まで)。

弊社では、今後も食生活・食文化の安全・安心に貢献するために、分析結果に対する信頼性の確保、精度管理に努めてまいります。



土壤汚染対策法施行後初の物質追加

平成 27 年 12 月に環境省・中央環境審議会土壤農薬部会は、「1,4-ジオキサン」及び「塩化ビニルモノマー」を対象とした土壤環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について、第 2 次答申を取りまとめました。

— 概要 —

【土壤環境基準(溶出基準)】

- ・ 1,4-ジオキサン・・・0.05mg/L 以下
- ・ 塩化ビニルモノマー・・・0.002mg/L 以下

【土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し】

- ・ 1,4-ジオキサンは特定有害物質に追加しない。
- ・ 塩化ビニルモノマー

土壤溶出量基準・・・0.002mg/L 以下

第二溶出量基準・・・0.02mg/L 以下

地下水基準・・・0.002mg/L 以下

土壤ガス(定量下限値)は 0.1volppm

【施行について】

上記物質は新たな規制対象となり、準備の期間として 1 年の期間を設けることが適当であるとされました。



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則の一部改正

カドミウムについて、平成 23 年 10 月に「公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準」及び「地下水の水質汚濁防止に係る環境基準」、平成 26 年 12 月に「水質汚濁防止法に基づく排水基準」の改正を背景に、中央環境審議会、循環型社会部会、廃棄物処理基準専門委員会が報告書(案)を取りまとめ、その報告に基づき環境省は「廃棄物最終処分場からの放流水、特別管理産業廃棄物の判定基準等」を平成 27 年 12 月 25 日に公布し、平成 28 年 3 月 15 日施行されることになりました。

— 概要 —

☆ 特別管理産業廃棄物の判定基準、埋立処分に係る判定基準、海洋投入処分に係る判定基準の変更。

	廃棄物の種類	改正前	改正後
特別管理 産業廃棄物の 判定基準	産廃・廃アルカリ (処理物含む)	1 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下
	燃え殻・ばいじん・ 鉱さい・汚泥・処理物 (廃酸・廃アルカリを除く)	0.3 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下
埋立処分 基準	燃え殻・ばいじん・ 鉱さい・汚泥・処理物 (廃酸・廃アルカリを除く)	0.3 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下
海洋投入 処分基準	赤泥・建設汚泥	0.01 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
	有機性汚泥・ 動植物性残さ	0.1 mg/kg 以下	0.03 mg/kg 以下
	廃酸、廃アルカリ、 家畜ふん尿	0.1 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下

☆ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準の変更。

適用される処分場の種類	改正前	改正後
排水(管理型最終処分場)	0.1 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
地下水(全処分場共通)	0.01 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
浸透水(安定型最終処分場)	0.01 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下

臭気指数測定について

悪臭防止法では『特定悪臭物質規制』（不快なおい原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質で政令で指定する 22 物質）と、『臭気指数規制』（人間の嗅覚によっておいの程度を数値化したもの）の 2 通りの規制があります。

においがある物質は 40 万種以上あるといわれています。また、におい物質が混じり合うと相加・相乗効果などが起こり、機器測定では実際に感じている通りには、においを測ることはできません。そこで、すべてのにおいを総合的に評価する『臭気指数規制』が近年、各自治体でも普及しています。

臭気指数測定とは、人の嗅覚を用いて測定する方法（嗅覚測定法）です。その算出方法は、予め嗅覚が正常であることの検査（嗅覚検査）に合格した被検者（パネラー）が臭気を感じなくなるまで試料を無臭空気（又は無臭水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）を求め、その常用対数値に 10 を乗じた数値で表します。例えば、においの付いた空気（又は水）を 100 倍に希釈したときに、ほとんどの人がにおいを感じられなくなった場合、臭気指数は 20 となります。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(\text{希釈倍率})$$

『臭気指数規制』では、規制地域毎に敷地境界上における規制基準を臭気指数 10 から 21 の範囲で定めます。なお、気体排出口及び排出水の規制基準値については、敷地境界上の基準を基に算出します。

現在、悪臭に関する苦情件数は依然として高い水準にあり、工場・事業場（サービス業等）からの悪臭や都市・生活型と呼ばれる身の回りから発生する新しいタイプの悪臭の苦情が増加しています。一度、苦情が発生してしまうと、事業者は規制基準を超える悪臭に対して適切な対策を講じることとなります。対策を講じない場合、市町村長から改善勧告、改善命令が出され、さらには、懲役や罰金が科せられる場合もあります。その様なことにならないよう日頃から悪臭を未然に防ぐ取り組みを行いましょ。

当社は臭気指数測定を行う上で重要な、技術基準や設備基準等を満たす事業所単位の資格である『臭気測定認定事業所』の登録事業所でもあります。お気軽にご相談ください。

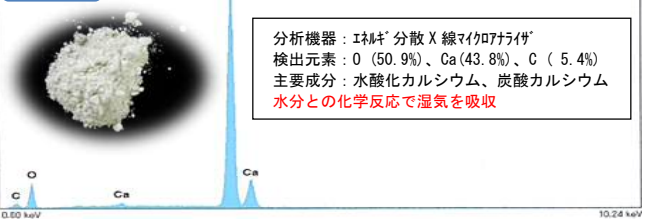
「たべられません」の中身って？

先日、子供の通う学校からのお便りに「給食時に用意されたご飯の中に“たべられません”と表記された脱酸素剤の小封が混入していた。体調などに何か変わったことがあれば学校に知らせてほしい。」と書かれていました。

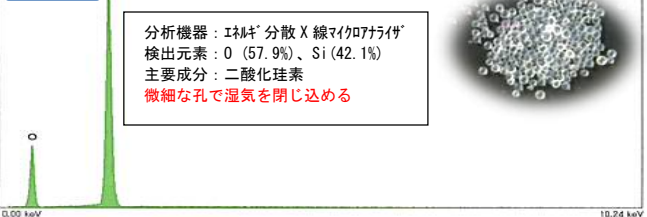


報道等で度々話題となる混入異物問題ですが、ごく身近で起こったこともあり大変驚かされた一件でした。当社リサーチセンターへの食品混入異物のご依頼の中にも「たべられません」に由来すると思われるものもしばしばみられます。以下に身の周りにある「たべられません」の中身をご紹介します。

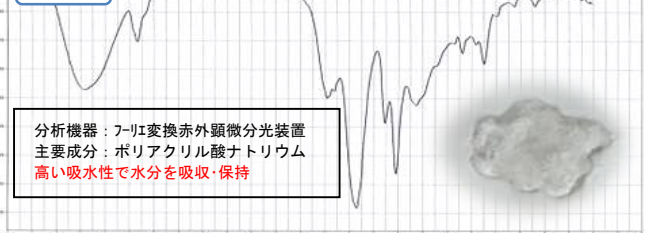
乾燥剤



吸湿剤



保冷剤



当社リサーチセンターでは、混入異物の分析のように未知の物質が何かという定性分析を中心にを行っています。

「これは何？」や「何でこうなった？」等でお困りの際にはご相談いただければ幸いです。



本社 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

TEL 027-372-5111 FAX 027-372-5001

リサーチセンター 〒370-0321 群馬県太田市新田木崎町 379-5

TEL 0276-56-1277 FAX 0276-56-1266

URL <http://www.get-c.co.jp> E-mail 本社 info@get-c.co.jp リサーチセンター host@get-rc.jp